

平成28年2月10日  
法務省入国管理局

「クールジャパンに関わる外国人材の受入促進について」に係る国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項について（回答）

標記について、下記のとおり回答します。

記

1. クールジャパン分野に関わる人材を育成するためのスキーム案について  
経済産業省，農林水産省，厚生労働省との間で改めて調整を行ったところであるが，日本料理海外普及人材育成事業を参考とした新たなスキームを創設する意向は示されず，業所管庁がこのように判断している中で，新たなスキーム案を当省からお示しすることは困難である。

なお，経済産業省からは，スキーム案とは別途，別紙の考え方が示されているところ，これらの要望については，今後関係省庁とともに十分な協議を行い，対応の可否を検討することが必要であると考えている。

2. ガイドライン案の修正について

御指摘を踏まえて，現在関係省庁と再度調整を行っているところであり，調整が整い次第，提出させていただきたい。

3. 各種学校等の卒業生の就労の可否について

在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当する活動は，学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的技術又は知識を必要とする活動又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を必要とする活動であり，これは大卒程度の学問的・体系的な技術又は知識を要する活動である。当該技術又は知識を有することの具体的基準として，上陸許可基準において，大学卒業若しくはこれと同等以上の教育を受けたこと又は専修学校の専門課程を修了したこと（「専門士」又は「高度専門士」の称号を付与された者に限る。）を求めている。

したがって，各種学校等については，在留資格「技術・人文知識・国際業務」の学歴要件を満たすことにはならない。

御指摘の各種学校等については，大学又は専門学校とは教育課程等が異なり，同等とみなすことは困難である。

なお，資格・試験制度により大学を卒業した者と同等の技術又は知識を有することが客観的に確認できる場合には，上陸許可基準に当該資格・試験に係

る要件を満たすことを加えることを検討することは可能であるが、その場合は、業所管庁の提案に基づき、資格・試験制度の内容等について十分協議する必要がある。

以上

「クールジャパンに関わる外国人材の受入促進について」に係る国家戦略特区ワーキンググループからの  
指摘・確認事項（平成 28 年 2 月 5 日内閣府地方創生推進室）に基づく  
法務省からの確認事項に対する回答

平成 28 年 2 月 9 日  
経済産業省  
クリエイティブ産業課

確認事項 1

指摘事項の 1 について、経産省が主体となって、現在受入れていない外国人について特区において受入れる、新たなスキームを作るつもりはありますか。

また、経産省として国家戦略特区において積極的に実現を目指したいと考えている事項はありますか。

(1) 既に告示で規定されている「ファッション・デザイン教育機関」において教育を受けた外国人留学生については、「専門士」と同等程度の能力を有していると考えられるため、「日本料理海外普及人材育成事業」を参考とした新たな人材育成スキームを設けるのではなく、ファッション・デザイン教育機関の卒業生を受け入れることができるよう、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（以下、「上陸基準省令」という）に定める上陸許可基準の判断を変更すればよいと考える。

具体的には、以下の考え方に基づき、整理できるものと思料。

(考え方の方向性)

ファッション分野の外国人留学生の受入促進のため、平成 19 年度より「ファッション・デザイン教育機関」を各種学校に準ずる教育機関として法務大臣告示に規定し、外国人学生を「留学生」として受け入れているところであるが、当該教育機関の卒業生は「専門士」の資格が得られず、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更（※ 1）が認められていない。

しかし、当該教育機関は「ファッション・デザイン教育機関の運営に関する審査基準」に基づき審査が行われ、上陸基準省令に基づき、設備及び編成に関して各種学校に準ずる教育機関として法務大臣告示が出されていることを踏まえ、「専門士」と同等程度の知識・技能を有しており十分に在留資格にて求める活動を実施できると考えられる。

また、国家戦略特別区域諮問会議における総理指示により、総合的な在留資格の見直しが言及されている趣旨も踏まえ、当該教育機関の外国人留学生は入管法の特例という位置付けとして、「専門士」と同等程度と認める告示・通達等を新たに発出することにより、在留資格「技術・人文知識・国際業務」のうち、「□ 当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと」に該当するものとみなし、在留資格を付与すべき。

※ 1 : 「専門士」の資格を有していないことにより、上陸基準省令 法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動のうち、第一号のロ（当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと）に該当しないため、在留資格の取得が認められていない。

(2) 経産省として国家戦略特区を含め、実現を目指したいと考えている事項は以下の通り。

① デザイン以外の学科の卒業生に対する在留資格「技術・人文知識・国際業務」の付与

前回のヒアリング（平成 28 年 1 月 2 8 日）にて示したとおり、主要なデザイン事務所やメーカーに対するヒアリングを踏まえると、日本人の採用にあたっては、工学系大学の卒業者を大手メーカーが自動車デザイナーとして採用している事例もあるため、デザイン以外の分野を学んだ外国人がデザイン分野に就職することができるよう、在留資格の要件（イ、ロ、ハ）を緩和すべき。

② 在留資格「技術・人文知識・国際業務」のデザイン分野の例示（「服飾若しくは室内装飾」）に他のデザイン分野も含めた基準の明確化

上陸許可省令 法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動のうち、第二号のイ（※ 2）にて、デザイナーの対象範囲を「服飾若しくは室内装飾に係るデザイン」と規定しているが、デザイナーの職種については、国勢調査の職業分類におけるデザイナーの定義（※ 3）においても多岐に渡っており、服飾若しくは室内装飾に限定すべきではなく、上陸許可省令を改正すべき。

※ 2 : 上陸許可省令 法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動 第二号のイ

イ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。

※ 3 : 国勢調査の職業分類におけるデザイナーの定義

5 6 デザイナー

興行的若しくは商業的製品又はその他の物品・装飾に関し、用途・材質・製作法・形状・模様・色彩・配置・照明などについて、技芸的又は趣味的な意匠を考案し、図上に設計・表現を行う専門的な仕事に従事するものをいう。

○デザイナー、服飾デザイナー、商業デザイナー、インテリアデザイナー、フラワーデザイナー、グラフィックデザイナー、図案家、建築装飾図案家、陶磁器デザイナー、友禅図案家、ウェブデザイナー、工芸図案家、工芸デザイナー、産業デザイナー、宣伝用図案家、機械デザイナー、自動車デザイナー

③在留資格「技能・人文知識・国際業務」における学位取得又は10年以上の実務経験（国際業務の場合は3年以上）の要件緩和

在留資格「技能・人文知識・国際業務」においては、学位取得又は10年以上の実務経験（国際業務の場合は3年以上）が求められているところ。しかし、産業界が業務に従事する人材に求める要件は、学位や10年以上の実務経験の有無ではなく、実際に当該業務にて成果を出せるか否かという点で判断するという声も聞かれるところ。

そのため、学位又は10年（3年）以上の実務経験を、活動ができるかどうか判断する基準として定めることは産業界のニーズと合致しておらず、産業界のニーズに合致した基準を検討すべき。

④「Post Study Work Visa」の創設について

「Post Study Work Visa」については、産業界ヒアリングを通じて得られた参考意見の一つであり、現時点では経済産業省としての提案ではないものの、現行の在留制度において実現可能かどうか精査した上で、新たな仕組みとして創設の意義が認められれば、法務省とともに実現の可能性について、引き続き、検討してまいりたい。

**確認事項 2**

指摘事項 2 のガイドライン案に対する修正意見については、別添のとおり。

以上